

平成27年度魚津市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進をするための基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

この方針は、魚津市のすべての機関に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、法第2条第2項から4項までに規定する施設等で次に掲げるものとする。ただし、物品等の調達が可能な施設等に限る。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援A・B型事業所
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 在宅就労障害者及び在宅就業支援団体

4 調達の対象品目等

魚津市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

区分	品目等の例
物 品	食品、雑貨、事務用品等
役 務	除草、清掃等

5 物品等の調達目標及び調達実績の公表

- (1) 調達目標を設定したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績は翌年度5月末までに概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。

6 推進方法

- (1) 障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報について、各課等へ情報提供を行う。
- (2) 障害者就労施設等に対し、物品等の品質向上や新商品開発のほか、物品等に関する情報の提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促すと

とともに、工賃向上支援事業等により品質向上等の取組を支援するなど、施設等との協働により調達の推進に努める。

(3) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づいて設置された魚津市シルバー人材センター及び魚津市内の中小企業などに配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。

7 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、民生部社会福祉課とする。